緊急特集

月曜日のたわわ

国連女性機関、抗議問題

2022年4月20日版
山田太郎事務所　V6.1

原則について

本件に関係するいくつかの原則

① 公権力が法律に基づかず表現内容の否定をしてはならない
※ 憲法21条1項、2項

② 必要最小限の表現規制は他者の権利利益を害した場合、法律に基づき事後的に行うべき
※ 憲法21条1項、2項

③ メディアは、法律に基づかずコンテンツを公権力から規律されるべきでない
※ 憲法21条1項、2項、放送法3条

④ 公的機関は予め手続を定め意思決定についての説明責任を果たすべき
※ 憲法31条、行政手続法

⑤ 契約問題については当事者間で誠実な協議が行われるべき
※ 民法1条2項

論点

本件の論点

① 公権力である国連機関が表現内容を一方的に悪だと決めつけていないか？

② 他者の権利利益と無関係な創作物を規制しようとしていないか？

③ 公権力である国連機関が新聞メディアの表現内容に干渉してはいないか？

④ 国連機関の手続が極めて不透明であり、不公正のおそれはないか？

⑤ 国連機関が一方的に規約違反がある旨の公表したのではないか？

本件の論点①

：公権力である国連機関が表現内容を一方的に悪だと決めつけていないか？

「UN Women は11日付けで日経新聞の経営幹部に対し、今回の全面広告を「容認できない」と抗議する書面を送付。対外的な公式の説明や、広告の掲載の可否を決めるプロセスの見直しなどを求めた。」

「今回の広告は、男性にとっての『女子高生にこうしてほしい』という見方しか反映しておらず、女子高生には『性的な魅力で男性を応援する』という人格しか与えられていません。私たちが重視してきた『3つのP』の原則は守られていないのです」

「明らかに未成年の女性を男性の性的な対象として描いた漫画の広告を掲載することで、女性にこうした役割を押し付けるステレオタイプの助長につながる危険があります」

注：UN Womenは国連機関であり公権力そのもの（私人ではない）※

出典：HUFFPOST「国連女性機関が『月曜日のたわわ』全面広告に抗議。「外の世界からの目を意識して」と日本事務所長」
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6257a5d0e4b0e97a351aa6f7

本件の論点②

：他者の権利利益と無関係な創作物を規制しようとしていないか？

「明らかに未成年の女性を男性の性的な対象として描いた漫画の広告を掲載することで、女性にこうした役割を押し付けるステレオタイプの助長につながる危険があります」

出典：HUFFPOST「国連女性機関が『月曜日のたわわ』全面広告に抗議。「外の世界からの目を意識して」と日本事務所長」
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6257a5d0e4b0e97a351aa6f7

「本日、日経新聞の『月曜日のたわわ』全面広告に関するハフポスト日本版(@HuffPostJapan)のインタビュー記事が公開されました。取材に対し石川雅恵UN Women(国連女性機関)日本事務所長は、日経新聞が広告からステレオタイプを取り除く取り組みである「#アンステレオタイプアライアンス 」に加盟」しており、今回の指摘はこうした加盟規約違反への異議申し立てであり、国連機関が一般の全ての民間企業の言動を監視し、制限する立場にないことを明らかにした上で、間違いに気づき軌道修正することこそが大切であり、アンステレオタイプアライアンスのガイドラインや「外の世界」の視点を取り入れるなど、有害なステレオタイプのないより良い広告、より良い社会を作っていくため、メディアの社会的責任を考えるきっかけにしてほしいとコメントしています。」

出典：UN Women 日本事務所 @unwomenjapanの2022年4月15日ツイート
https://twitter.com/unwomenjapan/status/1514823420814393349

本件の論点③

：公権力である国連機関が新聞メディアの表現内容に干渉してはいないか？

「UN Women 本部は4月11日、日経新聞側に宛てた文書の中で、同社がUN Women とこれまでに交わした覚書などへの違反を指摘し、『月曜日のたわわ』の全面広告を「容認できない」として抗議した。

同社に求める今後の対応として、社外への公式の説明の必要性を指摘したという。国連女性機関は同社がハフポスト日本版に寄せた「今回の広告を巡って様々なご意見があることは把握しております。個別の広告掲載の判断についてはお答えしておりません」とのコメントについて「失望しており、（同社は）自らの立場について考え直してほしい」と書面に記した。

日経新聞とUN Women 日本事務所などが掲げていた「3つのP」に反する広告を掲載したことも問題視し、**同社の新聞広告の掲載基準の見直しを求めた**。」

参考：放送法3条（放送番組編集の自由）
放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

出典：HUFFPOST「国連女性機関が『月曜日のたわわ』全面広告に抗議。「外の世界からの目を意識して」と日本事務所長」
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6257a5d0e4b0e97a351aa6f7

本件の論点④

：国連機関の手続が極めて不透明であり、不公正のおそれはないか？

① UN Women本部は、ニューヨークにあり、職員数523名。
　※　うち日本人は11名。
② UN Women日本事務所は、文京区庁舎内にあり、職員数5名。
　※　うち正規職員は所長のみ（1名）で、所長は本部の職員でもある。
　※　5名の内訳
　　1　所長（石川雅恵氏）
　　2　プログラム・アシスタント
　　3　コンサルタント
　　4　UNV（国連ボランティア計画が派遣するボランティア※）
　　5　インターン
③ アンステレオタイプアライアンス加盟規約違反での抗議は今回が初
　※　UN Women本部及び日本事務所での手続について説明責任あり
④ 4人しかいない日本支部アドバイザー全員への意見聴取すら行われていない
　※　UN Women自体が「外の世界からの目を意識して」いない
⑤ 日経新聞が抗議に従わなかったことを公表するのは不利益な取扱いである
　※　参考：行政指導に従わない旨の公表は禁じられている（行手法32Ⅱ）

国連女性機関（UN Women）との連携強化

令和４年４月
女性参画推進室

United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women
（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際連合機関）

設立：２０１１年１月（2010年国連総会決議(A/RES/64/289)に基づき設立）
（国連婦人開発基金(UNIFEM)，国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)、ジェンダー問題担当事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)）を統合）
本部：ニューヨーク
事務局長：シマ・サミ・バフース事務局長（ヨルダン出身）、職員数523名(2020年12月時点、うち邦人職員11名)
日本事務所：文京区庁舎内（２０１５年４月開設）、職員数５名（2022年４月現在、所長、プログラム・アシスタント、コンサルタント、UNV、インターン）

■ 国連女性機関の任務と優先的活動分野

任務：①国連加盟国による世界的規範及び基準の策定支援、②加盟国による規範・基準の実施やアドボカシーの支援、③ジェンダー平等に関する国連システムの取組を主導・調整

優先的活動分野：①女性のリーダーシップと政治参画、②女性の経済的エンパワーメント、③女性に対する暴力の撤廃、④平和・安全保障・人道援助活動分野への女性の関与

■ 我が国の協力

第５次男女共同参画基本計画　（2020年１２月閣議決定）
エ UN Women（国連女性機関）等との連携・協力推進
① UN Women をはじめとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図る

ヨルダンでの職業訓練
（令和元年度補正予算）

➢<u>トップドナーの１つとして貢献</u>
2013年 約200万ドル　2014年 約１千万ドル（10位）　2015年 約２千万ドル（5位）　2016年 約３千万ドル(2位)
2017年 約2.2千万ドル(4位)　2018年 約2.4千万ドル（4位）　2019年 約1.8千万ドル(7位)　2020年 約2.3千万ドル（6位）

◆ **<u>アジア唯一のリエゾンオフィス 国連女性機関日本事務所により国内でも連携を強化</u>**
2015年に文京区シビックセンターに開所。全国の高校・大学においてジェンダー平等の実現に向けた啓発活動を行うほか、企業と連携してジェンダー・ステレオタイプの撤廃を図るための活動（アンステレオタイプ・アライアンス）を実施。地方自治体とイベントを開催する等、地方においても活動を展開。

関西学院大学国連・外交統括センター主催セミナーにおける石川事務所長の講演
出典：UN Womenツイッター

アンステレオタイプアライアンス日本支部　アドバイザー

【アンステレオタイプアライアンス日本支部　アドバイザー（五十音順）】

白河桃子

相模女子大学大学院 特任教授、昭和女子大学客員教授、iU 情報経営イノベーション専門職大学 超客員 教授、東京大学大学院情報学環客員研究員

治部れんげ

東京工業大学リベラルアーツ研究教育院准教授

原野守弘

株式会社もり

代表/クリエイティブディレクター

本田哲也

株式会社本田事務所

代表取締役/PRストラテジスト

出典：UN Women日本事務所
https://japan.unwomen.org/ja/unstereotype-alliance

アンステレオタイプアライアンス日本支部　アドバイザー

原野守弘 | Morihiro Harano
@I_am_Mori

何を主張しようが、日経に失望しようが彼女らの自由。ただ「有害なステレオタイプのないより良い広告」だけを掲載するのが社会的責任という主張はどうかな？誰もそんなことは決められない。僕は広告を作る仕事をしているけど、表現の有り無しを日経に決められたくない。彼らの考査は尊重するけどね。

> **UN Women 日本事務所** @unwomenjapan · 4月15日
> ➡️取り入れるなど、有害なステレオタイプのないより良い広告、より良い社会を作っていくため、メディアの社会的責任を考えるきっかけにしてほしいとコメントしています。
>
> ◆記事の全文はこちら：huffingtonpost.jp/entry/story_jp...
> このスレッドを表示

午後11:44 · 2022年4月15日 · Twitter for iPhone

1,231 件のリツイート　**55** 件の引用ツイート　**2,501** 件のいいね

出典：https://twitter.com/I_am_Mori/status/1514978019693146122

原野守弘 | Morihiro Harano
@I_am_Mori

僕は「アドバイザー」なんだけど、就任早々「態度が悪い」「国連にふさわしくない」（敬語を使え！みたいな）ということで、発言禁止を命じられました。恥ずかしながら。今回も一度も助言を求められなかったポンコツです。確かに態度は悪いので仕方ない…
まぁ、色んな意見があっていいと思いますよ。

> **蔓葉信博** @tsuruba · 4月16日
> 原野氏は、アンステレオタイプアライアンス日本支部アドバイザーでありながらの発言なので、それはとても重要と思う。今回のUN Womenにも踏み込み過ぎのところがあると考えていたところなので、個人的にもっと考えてみたい。
> twitter.com/I_am_Mori/stat...

午前0:37 · 2022年4月16日 · Twitter for iPhone

583 件のリツイート　**58** 件の引用ツイート　**672** 件のいいね

出典：https://twitter.com/I_am_Mori/status/1514991212058402838

本件の論点⑤

：国連機関が規約違反がある旨の一方的に公表したのではないか？

① アンステレオタイプアライアンス加盟規約違反の問題は契約の問題であり、契約違反の有無について問題が生じたときは誠実に協議すべき

※　民法1条2項：権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

② そもそもアンステレオタイプアライアンスの３Pは、ポジティブチェックであり、なの規約違反はあり得ないのではないか？

※　石川所長の過去の2020年9月30日の記事の発言

③ 日経新聞は、今回の広告について、「社内で色々な人の目を通して検討したが、広告を問題だと認識しなかった」と説明しており、契約違反はないとの立場

※　契約違反はUN Womenの一方的な主張では？

④ UN WomenがHUFFPOSTの取材やツイッターで日経新聞の規約違反を一方的に公表したことは、誠実協議義務違反の可能性

※　取材により抗議文書の送付が判明しただけで、UN Womenは公表公開していないというのは詭弁？

⑤ UN Womenが規約違反の主張をしているのに、どの規約にどう違反しているかを示さないのは建設的ではなく、国連のキャンペーンの進め方として疑問

※　国連のキャンペーンであるにもかかわらず規約を明示しない理由が不明

⑥ UN Womenによる一方的な規約違反の公表は、名誉毀損等に該当するおそれもある

※　今回のUN Womenの公表は、日経新聞の社会的評価を低下させるおそれ

石川所長の発言（３つのPについて）

UN Women 日本事務所の石川雅恵所長は、今回の全面広告が、「アンステレオタイプアライアンス」の加盟規約などに反すると指摘する。

『3つのP』とは…

Presence　多様な人々が含まれているか
Perspective　男性と女性の視点を平等に取り上げているか
Personality　人格や主体性がある存在として描かれているか

「今回の広告は、男性にとっての『女子高生にこうしてほしい』という見方しか反映しておらず、女子高生には『性的な魅力で男性を応援する』という人格しか与えられていません。私たちが重視してきた『3つのP』の原則は守られていないのです」

ハフポスト：国連女性機関が『月曜日のたわわ』全面広告に抗議。「外の世界からの目を意識して」と日本事務所長
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6257a5d0e4b0e97a351aa6f7

石川所長インタビュー発言（2020年9月30日）

1）Presence（プレゼンス：存在）

どのような人物が登場しているか。男性、女性を含め、多様な人々が含まれていることが望ましい。

※ Geena Davis Institute on Gender in MediaとJ.Walter Thompsonの調査によると、現状では男性は女性の4倍画面に映される時間が長く、7倍話す量が多いとされている。また、男性のみに特化した広告は25%を占め女性のみに特化した広告の5%を大幅に上回っている。

2）Perspective（パースペクティブ：視点）

誰の視点からストーリーが語られているのか。偏りのない視点で取り上げられるようにする。

3）Personaily（パーソナリティ：個性）

登場人物に深みがあるか。人物を外見だけでなく、人格や主体性を持つ存在として多面的に描く。

「誤解を招かないように申し上げますと、アンステレオタイプアライアンスは炎上する広告を作らないためのネガティブチェックをしているわけではありません。ポジティブで深みのある広告を検討するための視点として、3つのPを示しているのです。」

出典：大和ハウス工業 HP
https://www.daiwahouse.co.jp/sustainable/sustainable_journey/interview/ishikawakae/

政府とUN Womenアンステレオタイプアライアンスの関係

4　メディア分野等と連携した積極的な情報発信

（1）施策の基本的方向

○　新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。

（2）具体的な取組

①　男女共同参画を阻害する固定観念の撤廃を目指すために国連女性機関(UN Women)が進める国際的な共同イニシアティブ「Unstereotype Alliance」と連携する。さらに、男女共同参画に資する広告等の事例を発信する等、同イニシアティブに参画する民間団体が行う取組と連携を図る。【内閣府】

②　メディア分野等で働く女性がその業界における女性活躍や男女共同参画の取組等について情報交換するための場を設け、その成果を地方も含めた業界団体等に周知することにより、各業界における自主的な取組を促進する。【内閣府】

出典：第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～116頁
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html

外務省・内閣府男女共同参画局・総務省レク

国連女性機関本部からの抗議は事実か？

- 国連女性機関本部からの抗議は事実。
- 国連女性機関は国連本部の総会決議に基づいて発足した機関であり、国連本部とは異なる組織。
- **これまで国連本部、または国連関係機関から日本国内の民間企業に対して抗議があった事例は外務省としては確認していない。国内初の事例。**

問題になっている「規約」とはどのようなものか？

- アンステレオタイプアライアンスの「規約」について、外務省、内閣府は把握していない。
- 内閣府はアンステレオタイプアライアンスのサポーターであるにもかかわらず、このアライアンスの「規約」を保持していない。
（内閣府からUNWに対して「規約」を取り寄せるように要請しているが、入手できない状況）

【アンステレオタイプアライアンス日本支部メンバー（2020-2021）】

FOUNDING MEMBER

NIKKEI

FOUNDING ALLY

JAA

MEMBERS

Aflac, Coca-Cola, Daiwa Securities Group, MS&AD INSURANCE GROUP, POLA, SAP, 損保ジャパン, 東京海上日動, Tokyo Century, Nihon Unisys, Ltd., YAMAHA

ALLIES

PLAN INTERNATIONAL

SUPPORTER

内閣府

NOMINAL SUPPORTER

外務省

HUFFPOSTの記事の修正について

修正前

「広告は女子高生のイラストをあえて用いることで、作品が発信しているメッセージを確信犯的に、大々的に伝えています。作品で描かれているのは数々の痴漢行為。男性による未成年の少女への性暴力や性加害そのものを日経新聞が肯定する構図です」

出典：HUFFPOST「「月曜日のたわわ」全面広告を日経新聞が掲載。専門家が指摘する3つの問題点とは？」2022年4月8日当初時点
https://web.archive.org/web/20220408094140/https:/www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_624f8d37e4b066ecde03f5b7

修正後

「広告は女子高生のイラストをあえて用いることで、作品が発信しているメッセージを確信犯的に、大々的に伝えています。作品で起きているのは、女子高生への性的な虐待。男性による未成年の少女への性暴力や性加害そのものを日経新聞が肯定する構図です」

出典：HUFFPOST「「月曜日のたわわ」全面広告を日経新聞が掲載。専門家が指摘する3つの問題点とは？」2022年4月20日時点
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_624f8d37e4b066ecde03f5b7

「漫画そのものをつくった出版社や作者の姿勢を問いただしているのではありません」

出典：HUFFPOST「国連女性機関が『月曜日のたわわ』全面広告に抗議。「外の世界からの目を意識して」と日本事務所長」
2022年4月20日時点
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6257a5d0e4b0e97a351aa6f7

※出典に誤りがあったので
4月22日に修正致しました

外圧等のその他の動向

2009年：女子差別撤廃委員会 第6回報告書に対する最終見解

35.　委員会は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正によって、この法に規定する犯罪の懲役刑の最長期間が延長されたことなど児童買春に対する法的措置が講じられたことを歓迎する一方、女性や女児への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている締約国における性暴力の常態化に懸念を有する。委員会は、これらのテレビゲームや漫画が「児童買春・児童ポルノ禁止法」の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念をもって留意する。

36.　**委員会は、女性や女児に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。建設的な対話の中での代表団による口頭の請け合いで示されたように、締約国が児童ポルノ法の改正にこの問題を取り入れることを勧告する。**

出典：女子差別撤廃条約第6回報告書に対する
委員会最終見解※

2016年：山田太郎質問主意書

件名	国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書		
提出回次	190回	提出番号	67

提出日	平成28年2月29日
提出者	山田　　太郎君

その他	
転送日	平成28年3月2日
答弁書受領日	平成28年3月8日

児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書第二条(ｃ)は、
「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいうと定義しており、
同条(ｃ)に規定される「児童」は、**実在する児童**であると解され、
同条(ｃ)に定義される「児童ポルノ」には、**およそ実在しない児童を描写したものは含まれない**と解される。

出典：参議院HP
https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/190/touh/t19006 7.htm

2016年：ブキッキオ氏による日本政府への勧告

B．勧告

７４．日本がその成果を確たるものとし、残された課題を克服し、性的搾取の惨劇から児童を効果的に保護するために、特別報告者は、日本政府に対し、以下の行動を勧告する。

（ａ）児童の性的搾取に関する包括的な戦略を強化・発展させ、その設計、調整、フォローアップを担う組織の任命を含め、他の既存の計画や政策との補完性を確保すること。

（ｂ）上記の戦略を効果的に実施するために必要な財源を配分し、その設計、実施及び評価において児童及び若者の参加を確保すること。同戦略の一環として、

(i) あらゆる形態の売買及び性的搾取を防止・禁止し、それらから児童を保護するための明確かつ包括的な法的枠組を構築すること。特に、女子の婚姻同意年齢を１８歳に引き上げるとともに、児童の性的同意年齢を引き上げ、児童の性的虐待の定義を拡大すること。

(ii) 主に性的な目的のために、児童や主に児童として描写された人物が、あからさまな性行為を行っている仮想画像や表現、又は児童の性的な部位の表現の製造、配布、流布、提供、販売、アクセス、閲覧、所持を犯罪化すること。

(iii)児童虐待コンテンツのインターネット上の閲覧及びアクセスを犯罪化すること。

(iv)「ＪＫサービス」や児童エロチカ等児童の性的搾取を促進ないしそれにつながる商業的活動を禁止すること。

（以下、略）

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100280851.pdf

2016年：ブキッキオ氏報告書に対する日本政府のコメント①

１１．パラグラフ２４：「国際的な人権規範・基準によると、描写された児童が実在するか否かにかかわらず、いかなる形態の児童のポルノ的表現も児童ポルノである」及び脚注１６（仮訳注：脚注８）

＞　脚注１６（仮訳注：脚注８）に列挙されている根拠についての日本政府の考え方は以下のとおりであり、これらが国際的な人権規範・基準を構成しているとの根拠が不明であると考える。なお、児童の権利委員会の一般的意見で、このような主張が公表されたことはないと理解している。

a）選択議定書（Optional Protocol）：

日本は、右議定書に言及されている「児童ポルノ」に、実在しない児童は含まれないと解している。

b）サイバー犯罪条約：

サイバー犯罪条約第９条２ｃについては、条約上、これを適用しない権利の留保が認められている。我が国は、同条約の締結に際し、上記規定に基づき、当該条項を適用しない権利を留保している。

c）Council of Europe Convention on the Protection･･･：

選択議定書とほぼ同じ表現の条文がある。

d）Report of the Special Rapporteur：

あくまで特別報告者の見解に過ぎず、国際的な人権規範・基準を成すとは言えない。

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100280853.pdf

2016年：ブキッキオ氏報告書に対する日本政府のコメント②

１２．パラグラフ２６：「最後の二つの児童ポルノの類型に共通の法的要件（「性欲を興奮させ又は刺激するもの」）は制限的な意味で解釈されており、それ故、極端な事案に適用されている」

＞　このような指摘は事実ではない。日本においては、２条３項２号及び３号に該当する児童ポルノ事犯も含め、関係罰則を厳格に適用している。

１３．パラグラフ２６：「特別報告者は、この定義は、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の第２条Ｃに含まれている定義より狭義である旨指摘する」

＞　児童ポルノ禁止法の児童ポルノと、議定書の児童ポルノの定義に齟齬はないと解している。議定書の児童ポルノの定義には「主として性的な目的のため」とあるところ、日本の児童ポルノ禁止法における「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という要件はこれと同趣旨のものである。

出典：外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100280853.pdf

2016年：女子差別撤廃委員会 第7・8回報告書に対する最終見解

21. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 30）を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。

(a) 伝統的な男女の役割を補強する社会規範を変える取組とともに女性や女児の人権の促進に積極的な文化的伝統を醸成する取組を強化すること、

(b) 差別的な固定観念を増幅し、女性や女児に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム、アニメの製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施すること、

(c) 差別的な固定観念を解消するため、教科書と教材を見直すこと、

(d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、並びに

(e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

外務省も内閣府も、ポルノ、ビデオゲーム、アニメが性暴力を助長しているとの根拠を持ち合わせておらず、この要請に対応する取り組みはしていないとのこと。

出典：日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解※

外務省への問合せ及びその回答

Q1
女子差別撤廃委員会の見解で、「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」に関する言及がはじまったのは、いつからかお教え願います（「女子差別撤廃条約第6回報告書に対する委員会最終見解」からという理解でよいか、もっと以前なのか）。

A1
日本に関する女子差別撤廃委員会からの見解においては、御指摘のとおり「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」は第６回報告書に対する委員会最終見解（2009年）において初めて言及されました。

Q2
女子差別撤廃委員会の見解で、「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」に関する言及がはじまった背景等について、外務省はどのように考えているのかお教え願います。

A2
女子差別撤廃委員会の見解で、「ゲーム」、「マンガ（漫画）」、「アニメ」に関する言及がはじまった背景等につきましては、女子差別撤廃委員会による言及の理由や背景については必ずしも明らかではないところ、政府としては推測して発言することは差し控えたいと考えます。

2021年：児童買春・児童ポルノ禁止法改正を求める要望書

児童買春等に関しても同法成立以降、減少傾向にありましたが2015年からは再び増加に転じ、2019年の検挙数は784件、被害児童数は同法だけで562人、児童福祉法と青少年保護条例による被害児を加えると1754人となっています。背景には、子ども特に“女子高生”を売り物にして客に性的サービスをさせる様々な「JKビジネス」の存在や、またより低年齢の子どもを標的に“着エロ”DVD・撮影会等のJC（女子中学生）JS（女子小学生）ビジネスの発生があり、現行の児童買春･児童ポルノ定義や児童福祉法においても、こうした新種の性搾取から子どもを守ることができていません。いくつかの自治体独自の条例による対策を除けば、18歳以上を使い女子高生や中学生のように見える恰好で客に性的サービスをさせる商売が合法的に成り立っています。また買春や性加害のトリガーになることが報告されている児童性搾取・性虐待題材には漫画・アニメを悪用したネットゲーム等も含まれています。これらは明らかに、未成年のイメージを使った子どもの性の商品化です。こうした商行為を放置することは、子どもを性的対象として自分の欲望のために使ってもよいという性搾取の価値観を日本社会に蔓延させることであり、子どもたちが日々安全に安心して暮らし育つ権利の著しい侵害に他なりません。

法務省も内閣府も、漫画、アニメ、ネットゲームが
買春や性加害のトリガーになるとの根拠は持ち合わせておらず、
上記の下線部分を肯定することはできないとのこと。

出典：ECPAT HP
https://ecpatstop.jp/act/2021/04/4127

2022年：第208回国会 請願の要旨

第208回国会 請願の要旨

新件番号	20	件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願
要旨	児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十二年、第二次改正からも七年を経た今日、横行する子供の性の商品化や、性搾取・虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、また、ＧＰｅＶＡＣ（子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ）推進国の使命として、二〇一九年二月発表の国連子どもの権利委員会による日本政府への勧告の内容を十分に検討し、性被害の現状を改善する抜本的な第三次改正を成し遂げるよう求める。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、子供、又は主に子供のように見えるよう描かれた者が明白な性的行為を行っている画像及び描写、又は、性目的で子供の体の性的部位の描写を製造、流通、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧及び所持することを犯罪化すること。 二、「女子高生サービス」や子供エロティカのように、子供買春及び子供の性搾取を助長し、又は、これらにつながる商業活動を禁止すること。 三、加害者に責任を果たさせ被害者となった子供たちの救済を確実なものとするために、オンライン及びオフラインでの子供の売買、子供買春、子供ポルノに係る犯罪を捜査、訴追し、処罰する努力を強化すること。 四、生徒、親、教員及びケア提供者を対象として、新しい技術に伴うリスク、及び安全なインターネットの利用法についてキャンペーンを含む意識喚起プログラムを強化すること。 五、子供の売買、子供買春、子供ポルノに関する国連特別報告者の勧告（Ａ／ＨＲＣ／３１／５８／Ａｄｄ．１、ｐａｒａ．７４）を実施すること。		

2022年：第208回国会 紹介議員等

件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願					
新件番号	20	件数	3	署名者数（計）	352	
受理番号	紹介議員		会派	受理年月日	付託年月日	結果
20	福島　みずほ		立憲	令和4年1月20日	令和4年1月28日	
260	寺田　　静		無所属	令和4年2月15日	令和4年2月25日	
914	佐々木　さやか		公明	令和4年3月24日	令和4年4月1日	

第208回国会 これから付託される予定の請願

会派名は略称で表示されております。
正式な会派名は、「参議院会派名一覧」で、ご覧いただけます。

件名	子供の性搾取被害悪化の現状に鑑み、国連勧告に沿った児童買春・児童ポルノ禁止法の第三次改正を求めることに関する請願				
新件番号	20	件数	1	署名者数（計）	150
受理番号	紹介議員		会派	受理年月日	結果
1082	打越　さく良		立憲	令和4年4月13日	

既に付託されている同趣旨の請願はこちら　（法務委員会）

NHK放送中止問題

NHKの放送中止：カーリング「日本vsアメリカ」が急遽中止に

カーリング日本戦の生中継、急きょ中止に…会場に成人向け広告

2021/12/06 11:51

この記事をスクラップする

カーリング混合ダブルス日本代表の松村（右）と谷田

世界カーリング連盟は５日、北京五輪の出場権をかけてオランダで行われているカーリングの世界最終予選について、「発生中のスポンサー権利の課題のため、大会の放映は現在、一時的に中止している」との声明を出した。国内では５日、ＮＨＫがＢＳ１で予定していた混合ダブルスの日本戦の生中継を急きょ中止し、６日夕から中継予定の日本―韓国戦も中止を決めた。

ＮＨＫは、「主に成人向けの商品を扱っているとみられる企業の広告が頻繁に映り込む可能性があるため、確認が必要」と説明。品位と節度を心がけることや青少年への影響に配慮することなどを求めるＮＨＫの放送ガイドラインに抵触する恐れがあり、中止を決めたという。

大会は１８日まで行われる予定。

NHKが放送予定だった
12月5日17:00開始の
カーリング世界最終予選
日本vsアメリカの試合
急遽、**生中継を中止**に。

録画放送の予定もなし。

出典：読売新聞オンライン

NHKの放送中止の理由

「カーリング混合ダブルス北京オリンピック世界最終予選」は、今月５日から９日までオランダで開催され、ＮＨＫは５日からＢＳ１で放送する予定でした。前日の４日に主催者の世界カーリング連盟より、競技会場に成人向けの商品等を販売している企業の広告があり修正を求めているとの連絡がありました。競技会場の映像を確認したところ、ピンク地や白地に「ＥａｓｙＴｏｙｓ」というロゴが、会場内の複数のデジタルサイネージ等に表示されていました。成人向け商品等を販売している企業の名称や商標が競技中継映像に頻繁に映りこむことが、「放送ガイドライン２０２０」の「２．放送の基本的な姿勢」の「④品位と節度」に掲げられた項目のうち、「青少年に及ぼす影響について慎重な配慮が求められる」といった点などから問題がないか確認するため、５日の生放送は中止しました。アメリカＮＢＣも「日本対アメリカ」を放送予定でしたが、ＮＨＫ同様、放送を見送ったほか、韓国ＭＢＣも放送しませんでした。さらに、ＩＯＣの動画配信サービス「オリンピックチャンネル」も、アメリカ国内での配信を見送りました。こうした対応を踏まえ、世界カーリング連盟は当該企業との間で交渉を続けており、ＮＨＫはその動きを注視しております。

出典：12/6NHK回答

問題となったロゴ

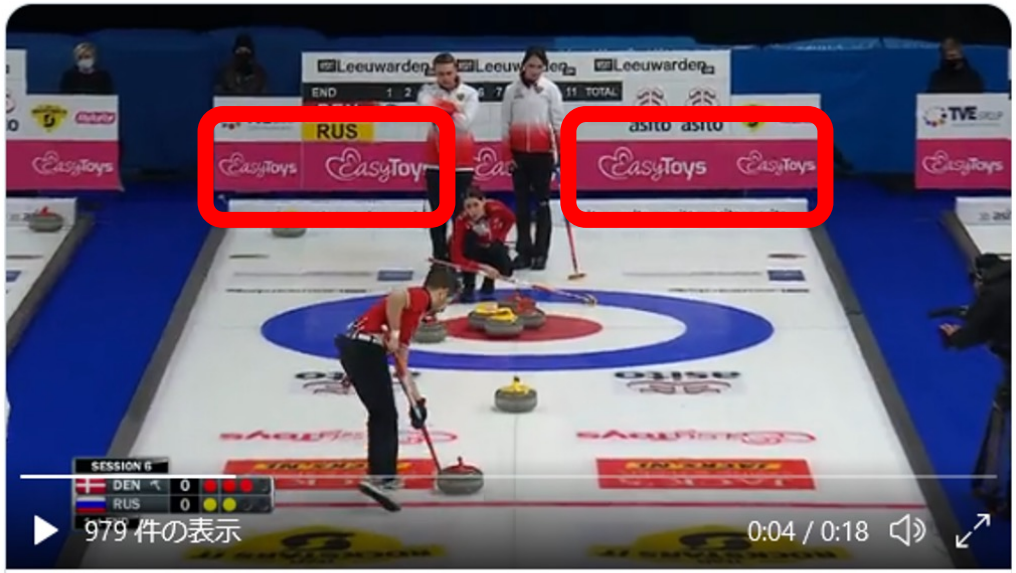

Holtermann Hit & Roll 1st End

出典：World Curlingツイート

Lander Hit & Stick 7th End

出典：World Curlingツイート

NHK放送ガイドライン2020：品位と節度

❹ 品位と節度

- 放送は、常に品位と節度を心がけ、視聴者に不快感や苦痛を与える内容、場面は避ける。
- 法律を尊重し、犯罪行為や、法律で使用が認められていない麻薬などについて魅力的に表現したり、肯定的に取り上げたりしない。
- 暴力や性などを取り上げる際には、青少年に及ぼす影響について慎重な配慮が求められる。

出典：12/6NHK回答